

山口大学 glee 会則

第一章 総則

第一条 本会は、山口大学 glee と称し、山口大学校内を活動場とする。

第二条 本会の会員は、山口大学の学生を持って組織する。

(目的)

第三条 本会は、自分たちが海外ドラマ glee に出ている曲を歌い、ダンスをすることで音楽を楽しみ、見ていただいている観客の方にも楽しんでもらい、音楽を通じて地域と学生のつながりを深めることで、地域社会を豊かにしていくことを目的とする。

第二章 役員

第四条 本会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

第五条 会長は会を代表して、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の際に職務を代理する。

第六条 役員任期は、1年とする。

第三章 総会

第七条 総会、不定期に開催する。

第八条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは会員に対し、会議の目的及び内容並びに、日時及び場所を示す。

第四章 会計

第九条 会員は、月額500円を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。